

デロイト トーマツ チャイナ ニュース

中国の投資・会計・税務情報

Vol.162 May 2016

Contents

投資情報

純資産に基づく外債管理の全国実施..... 2

税務情報

越境電子商取引に係る新しい租税政策の実施..... 6

会計情報

設例解説 長期持分投資の会計処理..... 8

中国業務に関する主なお問合せ先..... 11

本ニュースに基づいて、財務上の問題やビジネスの問題に影響があるような意思決定や行動をとられる場合は、下記の点を考慮した上で必ず当法人の専門家にご相談ください。

1. 本ニュースは、一般的な情報を提供するものであって、各利用者の具体的な事情に即した会計情報を提供するもの、或いは会計、税務、法律、投資、コンサルティングその他の助言やサービスを提供するものではありません。
2. 本ニュースに含まれている情報は、利用者の参考のためのみに供されるものです。
3. 本ニュースは、その作成後の状況変化等により時機に即していない可能性があります。

翻訳部分の表現については十分吟味していますが、日本語では本来の意味を表現できていない箇所のある可能性がありますので、ご利用に際しては原文をご確認くださいませようお願い致します。

発行人: デロイト トーマツ 中国サービス グループ
〒108-6221 東京都港区港南 2-15-3 品川インターシティC 棟
電話: 03-6720-8341 / ファックス: 03-6720-8346
E-Mail: chinanews@tohmatu.co.jp

投資情報

純資産に基づく外債管理の全国実施

2016年4月29日、中国人民銀行が「クロスボーダー融資に対するマクロプルーデンス管理の全国実施に関する通知」（以下、“本通知”と表記）を公布しました。これにより、マクロプルーデンス管理による外債管理（以下、“MPP”と表記）が5月3日から全国展開となりました。MPPは、2015年2月にその適用対象を上海自貿区企業に限定、また2016年1月に福建・広東・天津自貿区及び27の指定金融機関まで拡大し¹、これまで1年あまりの試行運用が行われてきました。中国経済下振れ圧力が強まる中、企業投資等を促進し持続的な経済成長を図る目的で、中国当局は今回のMPP適用の全国展開を決定したものとみられます。

以下、本通知に基づくMPPの概要、投注差による管理方法との相違点について解説します。

1. MPPとは

中国の外債管理の基本的な考え方は、外債限度額を設定し、外債利用額がこの外債限度額を超えないように管理することです。外債限度額は外債を調達可能な最大値を表しており、外債利用額は計算時点の外債利用状況に合わせ、どのくらいの外債限度額を利用したかの計算結果です。

【外債管理イメージ図】



MPPでは、外債限度額は純資産等を基準値とし、これに中国当局が国内外の経済状況に合わせて国際収支を調整するために設定した政策的なパラメータを加味して計算します。一方で、外債利用額は計算時点の外債残高をベースに、中国当局が決めたリスクファクターを加味して計算を行います。それぞれの具体的な計算方法は以下の通りです。

(1) 外債限度額の計算

$$\text{外債限度額} = \text{【純資産等} \times \text{融資レバレッジ率} \times \text{マクロプルーデンス調節パラメーター】}$$

¹ [デロイト トーマツ チャイナ ニュース 2月号](#)を参照のこと

区分	基準値(注)	融資レバレッジ率	マクロブルーデンス 調節パラメーター
企業	純資産	1.0	1.0
非銀行類金融機関	払込資本+資本積立金	1.0	1.0
銀行類金融機関	レベルワン資本金	0.8	1.0

注: 直近の会計監査済みの財務報告の数値を利用する。

(2) 外債利用額の計算

外債利用額 = 【外債残高 × ①期限リスク × ②類別リスク + 外貨建て外債残高 × ③為替リスク】

まず計算対象となる外債は、原則として企業等が非居住者より受けた全てのクロスボーダーの人民元建て・外貨建て融資ですが、リスクが低いまたは他の法令規定の内容に合わせる等の理由により、下表のクロスボーダー融資取引を加減します。

加	減
・オフバランス債務(偶発債務)	・非居住者による人民元預金等人民元受動的負債
・その他	・貿易信用(前受・延払等)や国外金融機関からの人民元建て貿易融資
	・自社用パンダ債 ²
	・集団資金集中管理による資金往来
	・持分転換または免除された負債
	・その他

また、外債残高は、原則として帳簿上の計上金額を使用しますが、例外として、外貨建て貿易融資は【残高 × 0.2】の数式に従い再計算し、オフバランス債務(偶発債務)は公正価値を用います。

また、上記の算式を利用する際には、短期と中長期、人民元建てと外貨建てそれぞれの外債残高に対応する外債利用額を計算し、合計を算出します。

次に、外債利用額計算に加味すべき3つのリスクファクターについて説明します。

① 期限リスク

借入期間(借入日から返済日までの期間)により期限リスクが異なります。具体的な期限リスクは、短期外債(借入期間が1年以下)が1.5、中長期外債(借入期間が1年超)が1.0とされます。

② 類別リスク(オンバランスとオフバランスに基づくリスク)

² 海外の親会社が国内で人民元建て債券を発行し、調達した資金を原資に国内の子会社に貸付たものを指す。

本通知では、オンバランス外債とオフバランス外債が同じリスクレベルであると暫定的に定められており、このリスクファクターの掛け率はいずれも 1.0 が用いられます。

③ 為替リスク

外貨建て外債には別途、為替リスクが加味されます。本通知では、このリスクファクターの掛け率そのまま暫定的に 0.5 としています。従いまして、同じ借入期間の人民元建て外債に比べて、外貨建て外債は 1.5 倍の外債限度額を占めることになります。

下表は MPP による試算例です。

期限別	通貨別	算式	外債残高	外債利用額
短期外債	人民元建て	外債残高 * 1.5	100	150
	外貨建て	外債残高 * 2.0	100	200
中長期外債	人民元建て	外債残高 * 1.0	100	100
	外貨建て	外債残高 * 1.5	100	150
合計			400	600

2. 投注差と MPP との比較

本通知によれば、外資企業に対して、これまでの投注差による管理と今回の新しい MPP による管理が選択適用されることになります。但し、一旦採用した管理方法は継続適用が求められます。

以下、二つの管理方法における外債限度額と外債利用額の計算方法を比較して説明します。

	投注差	MPP
外債限度額	投資総額と登録資本との差額	純資産等 × 政策的パラメーター
外債利用額	短期外債残高 + 中長期外債発生額 (オフバランス債務は範囲外)	外債残高(オフバランス外債は公正価値) × 各リスク率

(1) 外債限度額における比較

投注差における外債限度額は通常変動しないのに対して、MPPにおける企業の純資産等の額は経営成績等により年々変動します。したがって、投注差における外債限度額がないまたは少ない企業では、MPPの下で外債限度額が増える可能性があります。ただし、MPPを適用している場合、債務超過の企業は外債調達が出来ないため、投注差を継続適用した方が有利だと考えられます。

また、外債限度額は暫定的に純資産等の1倍³と定められていますが、上海自貿区での試行当時には純資産の2倍とされており、今後見直される可能性があります。

³ 銀行類金融機関はレベルワン資本の 0.8 とする。

(2) 外債利用額における比較

投注差による管理においては中長期外債の方がよりリスクが大きいと捉え返済後でも外債利用額に算入されるのに対して、MPPでは短期外債の方がより資金繰りがタイトだと考えられ、同額の中長期外債の1.5倍の外債利用額として計算されます。また、MPPでは過去の借入履歴にとらわれることなく、現時点における企業の資金繰りへの影響を評価するため、原則として帳簿残高を用いて外債利用額を計算します。従いまして、返済後の中長期外債により外債調達可能額が圧迫されている企業の場合、MPPが適用されれば返済した分の中長期外債に相当する調達額が増える可能性があります。

ただし、MPPでは、リスク率等の変更を通じ当局による政策的な介入余地が大きいこともあり、当局の動向に留意する必要があります。

3. その他注意事項

- (1) 本通知の適用対象は原則、中国資本、外国資本を問わず、中国国内で設立された企業や金融機関です。ただし、政府系融資プラットフォーム、不動産企業は除かれます。
- (2) 本通知により、外債の自由調達が可能になりますが、外債の人民元転は、上海・福建・広東・天津自貿区を除き、依然として自由には行えない状況であり、実際の使用用途が定まった後に引出しが可能となります。
- (3) 本通知では、契約、引出し、返済の利用通貨が一致することが求められます。
- (4) 本通知による外債利用額の計算対象と外貨管理局における外債登記の対象⁴とは、異なる場合がありますので、外債登記に漏れないよう都度確認を行う必要があります。

⁴ 外貨管理局による「外債登記管理弁法」(滙発[2013]19号)をご参照下さい。

税務情報

越境電子商取引に係る新しい租税政策の実施

中国政府が2016年3月から4月にかけて公布した「越境電子商取引の小売輸入に係る租税政策についての通知」(財関税[2016]18号)、「越境電子商取引の小売輸出入商品に対する監督管理に関する事項についての公告」(税関総署公告2016年第26号)等の通達に基づき、2016年4月8日から、越境電子商取引(以下、越境EC)の小売輸入(企業と消費者の取引、即ちB2C)に対して新しい租税政策が実施されています。この新しい租税政策の概要について、以下に説明します¹。

1. 背景

これまで中国に輸入される商品は一般的に、輸入関税、増値税および消費税の課される輸入貨物(注:中国語では“進口貨物”)と“行郵税”の課される輸入物品(注:中国語では“進境物品”、個人が自己使用目的で携帯して国内に持ち込む荷物または国内に郵送される物品)に分けられ、実務上、個人が越境ECによって輸入する商品は多くの場合、輸入物品として扱われてきました。

しかし、個人の越境ECによる商品輸入に行郵税のみ課される場合、当該取引には一定の貿易属性があるにもかかわらず、国内販売用に一般貿易で輸入される貨物(以下、一般輸入貨物)よりも全体的な税負担が小さくなり、競争上の不公平が生じる可能性があります。そのため中国政府は、個人が越境ECによって輸入する商品(以下、越境ECの小売輸入商品)を輸入物品ではなく、輸入貨物として扱うという新しい租税政策の実施を決定しました。ただし、当該商品に対する税金(関税、増値税および消費税)は一般輸入貨物とは異なる方法で計算、徴収されることとなります。

2. 新政策の概要

(1) 従来の方針との比較

越境ECの小売輸入商品に対する新しい租税政策と輸入物品に対する行郵税政策における主な事項の比較は下表のとおりです。行郵税政策に代えて新政策が適用されるようになった場合、越境ECの小売輸入商品に係る税負担は、従来より大きくなる場合も小さくなる場合もあると考えられます。

	越境ECの小売輸入商品に対する新政策	輸入物品(個人による郵送物品)に対する行郵税政策
各政策が適用される取引の上限額(*1)	1回の取引は2,000元、個人の年間の取引は2万元	原則として、1回の取引につき、香港、マカオ、台湾からの輸入は800元、その他の場合は1,000元
課税価格	実際の取引価格(商品の小売価格、運賃と保険料を含む)	「課税価格表」に記載された固定価格(当該表に記載がない場合、同一物品、同一源泉地の直近の主要市場における小売価格)に基づき決定。

¹ 当該政策の詳細およびデロイトのコメントについては、Tax Analysis「越境電子商取引の小売輸入に関する新しい租税政策の公布」を参照。

	越境 EC の小売輸入商品に対する新政策	輸入物品(個人による郵送物品)に対する行郵税政策
		ただし、試験的運用地区の越境 EC 企業は、電子注文書の実際の販売価格を課税価格とする。
適用税率	関税税率 0% 増値税、消費税は、法定納税額の 70%を徴収	2016 年 4 月 7 日以前: 10%、20%、30%、50% 2016 年 4 月 8 日以降(*2): 15%、30%、60%
免税枠	なし	輸入税額が 50 元以下の場合は免税
返品および 税額還付	通関日から 30 日以内に返品する場合は、税額還付を申請可能。	なし

*1: 当該上限額を超える場合、一般輸入貨物として扱われる。

*2: 新政策の実施と併せて、輸入物品に適用される行郵税税率も調整された。

(2) 新政策の適用範囲

越境 EC の小売輸入商品に対する新しい租税政策は、「越境 EC の小売輸入商品リスト」に列挙された商品に対してのみ適用されます。財政部等の関連部門が公布したリストには主に、国内に一定の消費需要があり、国際宅配、国際郵便等で輸入可能な生活消費品が列挙されていますが、当該リストは今後、状況に応じて適宜調整されることとなります。

また、新しい租税政策は、取引が次のいずれかの条件を満たす場合に適用されます。

- 税関とネットワークでつながる EC プラットフォームを通じた取引であり、取引、支払、物流の電子情報(“三単”)の照合が実現できること。
- 税関とネットワークでつながる EC プラットフォームを通じた取引ではないが、宅配、郵便企業が統一的に取引、支払、物流等の電子情報を提供でき、かつ相応の法的責任を負うことを承諾すること。

商品または取引が上記の適用条件を満たさない場合、越境 EC の小売輸入商品に対してはなお行郵税政策が適用されることとなります。

会計情報

設例解説 長期持分投資の会計処理

1. はじめに

デロイト トーマツ チャイナ ニュースでは、中国企業会計準則（いわゆる「新準則」）の解釈、会計処理方法等に関して、中国子会社決算において留意すべき点を解説しています。今回は、「企業会計準則第2号－長期持分投資」（2014年改訂、以下「改訂2号準則」）について、その実務上の解釈指針である「応用指南」（2014年改訂）の記述を参考に、個別財務諸表における長期持分投資の会計処理について、少し掘り下げて解説します。

なお、改訂2号準則の概要解説については、デロイト トーマツ チャイナ ニュース 2014年7月号（Vol.140）をご参照ください。

2. 個別財務諸表における長期持分投資の会計処理

中国企業会計準則では、個別財務諸表においても持分法が適用されており、日本の会計実務とは大きな相違点があるため、注意が必要です。改訂2号準則における長期持分投資の会計処理は下表のとおりとなっています。

投資類型	評価方法	具体的な会計処理
投資者が投資先に対し支配している持分投資（子会社への持分投資）	原価法	・ 当初取得原価に基づき評価 ・ 追加投資及び投資の回収は取得原価を調整 ・ 配当等利益分配は投資収益として認識
重要な影響を有する持分投資（関連会社への持分投資）	持分法	・ 投資先が実現した純損益・その他の包括利益の持分相当額を投資収益とその他の包括利益として認識し、長期持分投資の帳簿価額を調整 ・ 配当等利益分配は長期持分投資の帳簿価額を減額
共同支配企業に対する持分投資		

長期持分投資の追加取得や一部処分により、評価方法が変わる場合の会計処理を以下に詳述します。

3. 追加取得により支配を獲得し持分法適用投資が子会社投資に変わる場合

追加投資等により、共同支配または重要な影響を行使することができる投資先に対して支配を獲得した場合（すなわち、子会社投資となった場合）、個別財務諸表では、従来、持分法で評価していた持分投資を原価法で評価することになります。この場合、投資者は、個別財務諸表の作成時に従来から保有している持分投資の帳簿価額に新しく増加した投資原価を加えた合計額を原価法による当初の取得原価とします。具体的な設例を示すと以下のようになります。

【設例 1】

（前提）

- ① A 社は持分法適用投資として B 社の持分 40%を保有、個別財務諸表における 20X5 年年初の帳簿価額は 30,000 千元。
- ② 20X5 年 7 月 1 日、A 社は現金 20,000 千元による追加投資により追加持分 20%を取得し B 社に対する支配を獲得した。取得関連費用 1,000 千元を現金にて支払。
- ③ 20X5 年 1 月から 20X5 年 6 月末までの B 社の純利益は 5,000 千元。

（A 社における会計処理）

					（千元）	
・20X5 年 6 月までの持分法利益の認識：						
（借方）	長期持分投資	2,000	（貸方）	投資収益	2,000 *1	
・20X5 年 7 月 1 日の現金による追加取得：						
（借方）	長期持分投資	20,000	（貸方）	現金	21,000	
	取得関連費用	1,000	*2			

*1 20X5 年 1 月から 6 月までの純利益 5,000 × 40%

*2 取得関連費用は取得原価に含めず費用処理

上記の結果、個別財務諸表における 20X5 年 7 月 1 日の長期持分投資の帳簿価額は 52,000 千元になります。

4. 一部処分等により子会社投資が持分法適用投資に変わる場合

投資者が持分投資の一部を処分する等により投資先に対する支配を喪失し、処分後の残存持分が投資先に対し共同支配または重要な影響を行使することができる場合、個別財務諸表の作成時には、その残存持分を持分法に変更して計算し、その残存持分を取得時から持分法による計算を採用したとみなして調整することになります。具体的な設例を示すと以下のようになります。

【設例 2】

(前提)

- ① 20X4年1月、P社はS社の60%を75,000千円で取得し、S社を支配している。
- ② 20X6年4月、P社のS社持分帳簿価額75,000千元のうち1/3を30,000千円で外部売却し支配を喪失した。ただし、その後も重要な影響を行使できる状況にある。
- ③ S社取得日から20X5年12月末(決算日)までS社は純利益30,000千円を獲得し、20X6年1月から上記売却日まで純利益10,000千円を獲得している。
- ④ P社は、每期純利益の10%を利益積立金として計上している。
- ⑤ 税効果は考慮しない。

(P社における会計処理)

				(千円)		
・20X6年4月長期持分投資の一部売却による売却益の認識:						
(借方)	現金	30,000	(貸方)	長期持分投資	25,000	*1
				投資収益	5,000	
・20X6年4月長期持分投資の一部売却による帳簿価額の調整:						
- 取得時から持分法を適用-						
(借方)	長期持分投資	16,000	(貸方)	未分配利益	10,800	*2
				利益積立金	1,200	*3
				投資収益	4,000	*4

*1 S社持分帳簿価額75,000千円 ÷ 20%/60% = 25,000

*2 S社取得日から20X5年12月までの純利益30,000 × 40% - 下記*3の利益積立金1,200

*3 S社取得日から20X5年12月までの純利益30,000 × 40% × 10% = 1,200

*4 20X6年1月から売却日までの純利益10,000 × 40% = 4,000

上記の結果、長期持分投資の帳簿価額は66,000千円になります。なお、取得日においてのれん相当額が発生することになりますが、上記設例では考慮していません。

執筆:有限責任監査法人トーマツ 中村 剛、上村 哲也 デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社 三好 高志
監修:デロイト トーマツ合同会社 三浦 智志、鄭 林根、小林 信虹、西村 美香 デロイト トーマツ税理士法人 大久保 恵美子
執筆協力:デロイト中国ほか

中国業務に関する主なお問合せ先

デロイト トーマツ合同会社

本部中国室

〒108-6221 東京都港区港南 2-15-3 品川インターシティ C 棟
Tel: 03-6720-8341 / Fax:03-6720-8346
三浦 智志 / 中村 剛 / 鄭 林根 / 江川 由美子 / 小林 信虹 / 西村 美香

有限責任監査法人トーマツ

名古屋事務所

〒450-8530 名古屋市中村区名駅 1-1-1 JP タワー名古屋
Tel:052-565-5511 / Fax:052-565-5548
前田 勝己

福岡事務所

〒810-0001 福岡市中央区天神 1-4-2 エルガーウ
Tel:092-751-0931 / Fax:092-751-1035
只隈 洋一

デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
TEL:03-6213-1180 FAX:03-6213-1085
福島 和宏 / 三好 高志

デロイト中国各拠点案内

上海事務所

30/F, Bund Center, 222 Yan An Road East, Shanghai, 2,00002 P.R.C.
Tel:+86-21-6141-8888 / Fax:+86-21-6335,0003
大久保 孝一 / 田嶋 大士 / 横山 真也 / 大穂 幸太 / 石黒 泰時
河原崎 研郎 / 大塚 隆啓 / 原 国太郎 / 板谷 圭一 / 片岡 伴維

大連事務所

Room 1503 Senmao Building
147 Zhongshan Road, Xigang Deistrict,Dalian, 116011 P.R.C.
Tel:+86-411-8371-2888 / Fax:+86-411-8360-3297
依藤 啓司

広州事務所

26/F, Yuexiu Financial Tower, 28 Pearl River East Road,
Guangzhou, 510623 P.R.C
Tel:+86-20-8396-9228 / Fax:+86-20-3888-1119
前川 邦夫

蘇州事務所

Suite908, Century Financial Tower, 1 Suhua Road,
Industrial Park, Suzhou, 215021 P.R.C
Tel:+86-512-6762-1238 / Fax:+86-512-6762-3338
滝川 裕介

ハルビン事務所

Room 1618, Development Zone Mansion 368 Changjiang Road
Nangang District Harbin 150090, PRC
Tel:+86-451-8586-0060/ Fax: +86-451-8586-0056

成都事務所

Unit 3406, 34/F Yanlord Landmark Office Tower No. 1 Section 2,
Renmin South Road Chengdu 610016, PRC
Tel:+86 28 6210 2383/ Fax: +86 28 6210 2385

杭州事務所

Room 605, Partition A, EAC Corporate Office, 18 Jiaogong Road
Hangzhou,310013, PRC
Tel:+86-571- 2811-1900 / Fax:+86-571-2811-1904

廈門事務所

Unit E, 26/F International Plaza, 8 Lujiang Road, Siming District
Xiamen, 361001, PRC
Tel:+86-592-2107-298 / Fax:+ 86-592-2107-259

マカオ事務所

19/F The Macau Square ,Apartment H-N
43-53A Av. do. Infante D. Henrique
Macau, PRC
Tel:+853-2871-2998 / Fax:+ 853-2871-3033

大阪事務所

〒541-0042 大阪市中央区今橋 4-1-1 淀屋橋三井ビルディング
Tel:06-4560-6031 / Fax:06-4560-6039
上村 哲也 / 藤川 伸貴 / 谷口 直之 / 栗野 清仁

デロイト トーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8305 千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
Tel:03-6213-3800 / Fax:03-6213-3801
大久保 恵美子 / 安田 和子 / 酒井 晶子 / 川島 智之

デロイト トーマツ コンサルティング合同会社

〒100-0005 千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
Tel:03-5220-8600 / Fax:03-5220-8601
野村 修一

北京事務所

8/F Office Tower W2, The Tower, Oriental Plaza,
1 East Chang An Avenue, Beijing, 100738 P.R.C.
Tel:+86-10-8520-7788 / Fax:+86-10-8518-1218
原井 武志 / 松原 寛 / 浦野 卓矢 / 北村 史郎 / 降矢 直人

天津事務所

30/F The Exchange North Tower No.1
189 Nanjing Road, Heping District, Tianjin,300051 P.R.C.
Tel:+86-22-2320-6688 / Fax:+86-22-2320-6699
濱中 愛 / 梨子本 暢貴

深セン事務所

13/F China Resources Building, 5001 Shennan Road East,
Shenzhen, 518010 P.R.C.
Tel:+86-755-8246-3255 / Fax:+86-755-8246-3222
大塚 武司

香港事務所

35/F One Pacific Place, 88 Queensway, Hong Kong
Tel:+852-2852-1600 / Fax:+852-2542-4597
中川 正行 / 松山 明広 / 小川 康弘 / 福田 素裕

済南事務所

Unit 1018, 10/F, Tower A, Citic Plaza,150 Luo Yuan Street,
Jinan 250011, PRC
Tel:+86-531-8518-1058/ Fax:+ 86-531-8518-1068

重慶事務所

Room 10-12, 13/F International Trade Center Chongqing
38 Qing Nian Road ,Yu Zhong District ,Chongqing 400010 P.R.C
Tel:+86-23-6310- 6206/ Fax:+ 86-23-6310-6170

南京事務所

Room B, 11th Floor Golden Eagle Plaza
89 Hanzhong Road Nanjing 210029, PRC
Tel:+ 86-25-5790 -8880/ Fax:+86-25-8691-8776

武漢事務所

Unit 2, 38/F New World International Trade Tower
568 Jianshe Avenue, Wuhan, 430022, PRC
Tel:+ 86-27-8526-6618/ Fax:+86-27-8526-7032

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 225,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited